農業委員会だより

第56号
平成31年3月
田原市農業委員会
☎23-3519／FAX22-3817
ID1001917

賃借料を決める目安に
農地の賃借料情報を提供します

平成30年1～12月に締結された賃借料水準は、次の通りです。市全体の平均と、各地域の実勢に合った金額をお知らせします。（米などの収穫物による支払い案件は含まず／全案件のうち、平均額を大きく上回る、または下回る案件は除く）

※この賃借料はあくまで参考額です。実際の賃借料を決める際は、当事者間の話し合いで決定してください。

●田（水稲）の部　（10a当たり）

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	4,700円	14,000円	8,400円
赤羽根地域	5,000円	14,000円	7,900円
渥美地域	4,500円	10,700円	5,700円
田原市平均			**7,000円**

●畑（ハウス敷地）の部　（10a当たり）

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	81,800円	197,600円	149,900円
赤羽根地域	17,900円	64,100円	35,700円
渥美地域	30,200円	162,400円	64,500円
田原市平均			**84,100円**

●畑（普通畑）の部　（10a当たり）

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	9,900円	22,100円	16,200円
赤羽根地域	7,600円	30,700円	17,800円
渥美地域	13,500円	55,400円	26,900円
田原市平均			**18,600円**

農地の貸し借りは農業委員会で手続きを行うようにしましょう

農地法では、農地の貸し借りは農業委員会を通して手続きを行った場合のみ、契約として有効になることが定められています。

また、書面により期間、賃借料、支払い条件などの契約内容を示す必要があります。

実際にはお互いの話し合いで農地の貸し借りを決めていることもあります。しかし、それでは法令上有効な契約にならないため、借りている農地にある温室が台風などの災害で破損しても、国や県などの支援事業の対象にならない場合があります。

また、契約の内容や土地の利用方法を巡り争いが生じたとしても、そもそも法令上有効ではないため、双方の権利が保護されにくくなります。

こうしたことを避けるためにも、農地の貸し借りの際には農業委員会で手続きを行うようにしてください。

●台風24号で被害を受けた温室